

新「道の駅むらやま」（仮称）管理運営事業 参加資格審査通過者との個別対話 共通認識事項

- ・新「道の駅むらやま」（仮称）管理運営事業に関して、令和7年2月に実施した参加資格審査通過者との対話を踏まえた共通認識事項を公表します。
- ・本資料は、対話参加者にてとりまとめ、本市にて確認・承諾した議事について、資料のとりまとめにあたって参加者間で異なる文言等の調整や加筆修正したもの以外は、原則そのまま掲載しています。そのため、同様の議題について複数の回答が掲載されている場合があります。
- ・参加者の提案内容、ノウハウ等に関わり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものが含まれる議題内容については、掲載していません。

令和7年3月

村 山 市

参加資格審査通過者との個別対話：対話議題に関する共通認識事項

No	項目名	質問内容	回答
1	【事業全般】 地域連携強化の方向性について	本事業においては地域連携強化が一つのテーマとして受け止めています。これまで村山市として姉妹都市との交流や地域住民との交流において実施してきた施策や継続していきたいと考える施策、今後実施したい施策などがありますか。	これまでも姉妹都市連携やイベントなどは継続して実施していく予定です。市内の既存の公共施設（飢饉プラザ、Link MURAYAMA）もそれぞれに役割をもっているため、役割分担を明確にしながら、地域経済活性化の起爆剤と位置づけた上で、本事業と相乗効果が生まれるような施策に期待しています。
2	【事業全般】 KPIの考え方について	KPIについて、基本計画には記載があるが、募集要項等には記載がない状況です。どのような視点を持つべきと考えますでしょうか。	市としては、新道の駅によって、賑わいを創出することを一番重要視しています。 事業者側の営業戦略において、高付加価値のものを少ない人に売るという製品等もあることは、売上増を目指す上であってもよいですが、その方向性だけでは、市の施設として整備する目的を達成できないものと考えます。 以上より、多くの人を呼びこむ、集客を行うという点は重視していただきたいと考えています。
3	【事業全般】 再生可能エネルギーについて	災害時の安定的な電力供給と施設運営の省エネ化も図れるような太陽光パネルなどの再生可能エネルギー設備の導入を検討しているがこのようなケースは事業者負担の自由提案という扱いになりますか。	施設機能においては、現段階で考えうる範囲で基本計画に記載しており、環境に配慮した施設、設備等とする方針ではありますが、市負担の施設整備にあたっての省エネ設備や再生可能エネルギー等の取扱いとして決定したものではありません。 よって、事業者提案以降に市側の整備については変更になることも想定される点に留意願います。 なお、自由提案業務は賑わい創出を目的としたものを想定しており、事業者側での太陽光パネル等の導入については市としては想定していませんでしたが、あくまで事業者側の自由提案の優先順位の中でご判断願います。
4	【募集手続】 提出書類の事前確認	今回の公募において提出資料が多いため、事前に確認してもらうことは可能でしょうか。	提案内容の確認は一切できませんが、資料の添付もれやバインダー綴じにおけるまとめ方などについての確認は可能です。 以下の方法にて事前確認を受け付けます。なお、当該事前確認は必須ではありません。 事前確認実施期間：3月17日（月）から3月27日（木）まで（事前申込・調整が必要です。事前確認の当日申込・実施はできません。） 事前確認実施方法：持参により受け付けした後、事前確認希望者の立会いのもと、村山市まち整備課 新・道の駅整備係の担当にて当日確認を行います。 事前確認申込方法・期間：事前確認希望日の2営業日前の午後4時までに、電子メールにて希望日時を送信した上で、メール送信1時間以内に電話連絡し、メールの到達を確認してください。その後、希望日時にて実施可能か否かについて調整させていただきます（市担当者不在等により、希望日時における実施が不可能な場合がありますので、その場合、別日時への変更をお願いする場合があります）。 なお、提案書の受付期間については、募集要項通り、3月17日（月）から4月2日（水）午後4時までとなりますが、持参にあたっては、最終日の4月2日（水）より前に提出する場合、提出希望日の1営業日前の午後4時までに、電子メールにて希望日時を送信した上で、メール送信1時間以内に電話連絡し、メールの到達を確認してください。当日提出にあたっての諸連絡を市よりさせていただきます（事前確認と異なり、希望日時にて市担当者不在等の場合でも受付対応は行います）。
5	【様式全般】 社名の記入	社名が記載できないが、正本・副本ともに記載不可という認識で良いでしょうか。また、実績店舗名などの記載についてはどうすれば良いでしょうか。	様式集の記載のとおり、副本への記載は不可となりますが、正本への記載は問題ありません。 実績店舗名については、正本・副本ともに記載可能ですが、社名自体が含まれている場合等については、副本においては社名等を記載しない表記としてください。
6	【様式6-2及び6-3】 図面作成に関して	建築物に関する意見及び図面作成について、作成する図面は今後予定される設計者選定を控えておりますが、どの程度の作成、提出が可能でしょうか。	図面添付は必須ではないため、どこまでという明確な線引きはありませんが、面種の内訳やイメージなどあくまでも参考になる程度で構いません。また、根拠性を高めることを目的としたものであり、図面自体は評価対象にはならない点にご留意願います。
7	【様式6-4】 その他の留意事項	「その他留意事項」にて示した内容を提案する場合には、本様式内に概要を示した上で、その詳細を示した資料を正本のみに記載とのことだが、具体的にはどのような内容の想定でしょうか。	その他留意事項については、募集要項P.21～22にも記載のとおり、本事業の安定性の確保や提案内容の実現性の担保、新会社の適格性を事務局にて確認することとしています。 その上で、具体的な書類の指定はありません（枚数制限等もなし）が、検討中事項も含めて、新会社の設立等の考え方やストラクチャー等を示していただいた上で、提案内容が確実に遂行される根拠が記されていることが望ましいものと考えております。 なお、審査委員会における審査の主たる対象は、※1の記載のとおりであり、様式6-4本体は、A4版2枚以内を遵守することとし、その他留意事項はその概要を示すのみで構いません。
8	【様式7-3】 指定管理予定者として実施する業務	指定管理予定者として実施する業務と業務委託で実施する業務の内容は業務仕様書をベースに検討するのみでよいですか。もしくは、事前広報、誘客など整理が難しい提案はどうすれば良いでしょうか。	基本的には管理運営基準書及び業務仕様書に合わせた整理で提案するものとし、整理がつかないものについては、開業までの間で市との協議のもと責務の整理を進めていくものとします。
9	【様式8-2】 施設管理業務と独立採算業務の会計	施設管理業務と独立採算業務の会計を分けるとのことですが、報告書上だけで良いか、銀行口座なども変える必要があるのでしょうか。	市としては銀行口座の分離等の取扱いは想定しておりません。報告書や計画書上、明確化されていれば問題ありません。